

## 家族医療保険特約 目次

### 1. 総則

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始期
- 第3条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第4条 被保険者の範囲
- 第5条 家族入院給付日額

### 2. 給付金の支払い・特約保険料の払込免除

- 第6条 災害入院給付金の支払い
- 第7条 疾病入院給付金の支払い
- 第8条 がん入院給付金の支払い
- 第9条 入院給付金の支払いに関するその他の事項
- 第10条 手術給付金の支払い
- 第11条 障害給付金の支払い
- 第12条 通院給付金の支払い
- 第13条 給付金の受取人
- 第14条 特約保険料の払込免除
- 第15条 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例

### 3. 給付金を支払わない場合（免責事由）

- 第16条

### 4. 告知義務・告知義務違反による解除

- 第17条 告知義務
- 第18条 告知義務違反による解除
- 第19条 告知義務違反による解除を行わない場合

### 5. 重大事由による解除

- 第20条

### 6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

- 第21条 特約保険料の払込み
- 第22条 保険契約の失効および同時消滅

### 7. 特約の復活

- 第23条

### 8. 特約内容の変更

- 第24条 家族入院給付日額の減額
- 第25条 被保険者の型の変更
- 第26条 給付限度の型の変更
- 第27条 給付金の受取人の変更

### 9. 特約の解約・解約返戻金額

- 第28条 特約の解約
- 第29条 解約返戻金額
- 第30条 債権者等による解約の効力等

### 10. 社員配当金

- 第31条

### 11. 請求手続き

- 第32条

### 12. 主約款の準用

- 第33条

### 13. 特則

- 第34条 中途付加の場合の特則
- 第35条 主契約が更新する場合の特則

## 家族医療保険特約

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、この特約の責任開始期後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の取扱範囲内で定めます。

#### 第4条（被保険者の範囲）

① この特約の被保険者の範囲は、被保険者の型<sup>[1]</sup>に応じて、次表に定めるところによります。

被保険者の型	被保険者の範囲
妻子型	主契約の被保険者の妻 主契約の被保険者の子
妻型	主契約の被保険者の妻
子型	主契約の被保険者の子

② この特約において「妻」および「子」とは、次表に定める者をいいます。

1. 妻	主契約の被保険者と同一戸籍にその妻として記載されている者
2. 子	主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳 <sup>[2]</sup> 未満の者

③ この特約の責任開始期に前項に該当している者はこの特約の責任開始期から、この特約の責任開始期後に前項に該当するにいたった者はその時から、それぞれこの特約の被保険者となります。

④ この特約に定める妻または子は、この特約の責任開始期後、次のいずれかに該当した場合には、その時からこの特約の被保険者でなくなります。

1. 戸籍上の異動により妻または子に該当しなくなった場合
2. 子が満20歳<sup>[2]</sup>に達する日の直後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日をむかえた場合

⑤ 前項により妻または子が存在しなくなったときは、保険契約者は、この特約の解約またはこの特約の被保険者の型の変更を請求することができます。請求がないときは、この特約は従前の型のままとします。

#### 第5条（家族入院給付日額）

家族入院給付日額は、主契約の入院給付日額に6割を乗じて得た金額とします。<sup>[1]</sup>

## 2. 給付金の支払い・特約保険料の払込免除

#### 第6条（災害入院給付金の支払い）

① 次表に定めるところにより、災害入院給付金を支払います。

1. 支払理由	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたときに支払います。 イ. その被保険者の責任開始期 <sup>[1]</sup> 以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因とする主約款に定める入院であること ロ. 不慮の事故による傷害の治療を目的としている入院であること ハ. 不慮の事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に入院の開始があること ニ. 病院または診療所等 <sup>[2]</sup> における入院であること ホ. 同一の不慮の事故によるこの特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上であること
2. 支払額	次に定める金額を支払います。 家族入院給付日額×入院日数

### 補 則 欄

#### 第4条補則

[1] この特約の締結または被保険者の型の変更の際に、保険契約者が会社の取扱範囲内で選択した被保険者の型をいいます。以下同じ。

[2] この特約において満年齢を用いるときは、出生日から起算した満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てるものとします。

#### 第5条補則

[1] 主契約の入院給付日額が変更されたときは、同時に同じ割合で変更されます。

#### 第6条補則

[1] この特約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。

[2] 主約款に定めるところによります。

3. 給付限度	<p>災害入院給付金の支払いには、各被保険者についてそれぞれ次の限度があります。</p> <p>イ. 継続した1回の入院についての給付限度 給付限度の型<sup>[3]</sup>に対応する給付限度日数分の支払いを限度とします。</p> <p>ロ. 通算給付限度<sup>[4]</sup> 1000日分の支払いを限度とします。<sup>[5]</sup></p>
---------	--

- ② 同一の不慮の事故により前項第1号の入院を2回以上したときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院に限ります。
- ③ 同一の被保険者が2以上の不慮の事故により入院し、災害入院給付金の支払理由が重複して生じたときは、次に定めるところによります。
- 主たる事故<sup>[6]</sup>に対する災害入院給付金の支払理由が重複して生じている入院期間については、他の事故による災害入院給付金を支払いません。
  - 前号の期間が終了した後の入院期間については、他の事故による災害入院給付金を支払います。この場合、他の事故に対する災害入院給付金額は、第1項第2号にかかわらず、主たる事故<sup>[6]</sup>により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から起算した入院日数に家族入院給付日額を乗じた金額とします。

### 第7条（疾病入院給付金の支払い）

- ① 次表に定めるところにより、疾病入院給付金を支払います。

1. 支払理由	<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたときに支払います。</p> <p>イ. その被保険者の責任開始期<sup>[1]</sup>以後に発病した<sup>[2]</sup>主約款に定める悪性新生物（以下「がん」といいます。）以外の疾病を直接の原因とする主約款に定める入院であること</p> <p>ロ. 疾病の治療を目的としている入院であること</p> <p>ハ. この特約の保険期間中に入院の開始があること</p> <p>ニ. 病院または診療所等<sup>[3]</sup>における入院であること</p> <p>ホ. この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること</p>
2. 支払額	<p>次に定める金額を支払います。</p> <p>家族入院給付日額×入院日数</p>
3. 給付限度	<p>疾病入院給付金の支払いには、各被保険者についてそれぞれ次の限度があります。</p> <p>イ. 継続した1回の入院についての給付限度 給付限度の型<sup>[4]</sup>に対応する給付限度日数分の支払いを限度とします。</p> <p>ロ. 通算給付限度<sup>[5]</sup> 1000日分の支払いを限度とします。<sup>[6]</sup></p>

- ② 前項第1号イにかかわらず、その被保険者の責任開始期<sup>[1]</sup>前に発病したががん以外の疾病を直接の原因として前項に定める疾病入院給付金の支払理由に該当したとき<sup>[7]</sup>は、次に定めるところによります。
- この特約の締結の際<sup>[8]</sup>に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で疾病入院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - その疾病について、その被保険者の責任開始期<sup>[1]</sup>前に、その被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、疾病入院給付金を支払います。ただし、その疾病に



#### 第6条補則

- この特約の締結の際に、保険契約者が会社の取扱範囲内で選択した給付限度の型をいいます。
- この特約の災害入院給付金が支払われるすべての入院日数を通算した限度をいいます。
- この特約の被保険者の型が変更されたときは、変更前の支払日数を含めます。
- 入院開始の直接の原因となった傷害を発生させた不慮の事故をいいます。

#### 第7条補則

- この特約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。
- この特約の被保険者の責任開始の日から起算して2年を経過した後に開始した入院については、その被保険者の責任開始期以後に発病したがん以外の疾病による入院とみなします。
- 主約款に定めるところによります。
- この特約の締結の際に、保険契約者が会社の取扱範囲内で選択した給付限度の型をいいます。
- この特約の疾病入院給付金が支払われるすべての入院日数を通算した限度をいいます。
- この特約の被保険者の型が変更されたときは、変更前の支払日数を含めます。
- 第5項第1号または第2号により該当したときを除きます。
- この特約が復活され、または被保険者の型の変更が行われた場合には、最後の復活または被保険者の型の変更の際とします。

- よる症状について保険契約者、主契約の被保険者またはその被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 同一のがん以外の疾病<sup>[3]</sup>を直接の原因として、第1項第1号の入院<sup>[9]</sup>を2回以上したときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ④ 第1項第1号の入院<sup>[9][10]</sup>をした場合に、入院開始時にかん以外の疾病を併発していたときまたは入院中にかん以外の疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となったがん以外の疾病により継続して入院したものとみなします。
- ⑤ 次の入院は、がん以外の疾病を直接の原因とする入院とみなします。
1. 不慮の事故以外の外因による傷害による入院
  2. 不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日を経過して開始した入院
  3. 異常分娩<sup>[11]</sup>を直接の原因とする、公的医療保険制度<sup>[13]</sup>において保険給付の対象となる入院

## 第8条（がん入院給付金の支払い）

- ① 次表に定めるところにより、がん入院給付金を支払います。

1. 支払理由	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたときに支払います。 イ. その被保険者の責任開始期 <sup>[11]</sup> 以後に発病した <sup>[12]</sup> がんを直接の原因とする主約款に定める入院であること ロ. がんの治療を目的としている入院であること ハ. この特約の保険期間中に入院の開始があること ニ. 病院または診療所等 <sup>[13]</sup> における入院であること ホ. この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること
2. 支払額	次に定める金額を支払います。 (家族入院給付日額の2倍相当額) × 入院日数

- ② 前項第1号イにかかわらず、その被保険者の責任開始期<sup>[11]</sup>前に発病したがんを直接の原因として前項に定めるがん入院給付金の支払理由に該当したときは、次に定めるところによります。
1. この特約の締結の際<sup>[14]</sup>に、会社が、告知等により知っていたそのがんに関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内でがん入院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのがんに関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  2. そのがんについて、その被保険者の責任開始期<sup>[11]</sup>前に、その被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、がん入院給付金を支払います。ただし、そのがんによる症状について保険契約者、主契約の被保険者またはその被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 同一のがん<sup>[13]</sup>を直接の原因として、第1項第1号の入院<sup>[9]</sup>を2回以上したときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、がん入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ④ 第1項第1号の入院<sup>[9]</sup>をした場合に、入院開始時にかんを併発していたときまたは入院中にかんを併発したときは、入院開始の直接の原因となったがんにより継続して入院したものとみなします。

## 第9条（入院給付金の支払いに関するその他の事項）

- ① 入院中に家族入院給付日額が減額されたときは、各日現在の家族入院給付日額にもとづいて災害入院給付金額、疾病入院給付金額およびがん入院給付金額を計算します。
- ② 次のいずれかの時以前に開始した入院がその時以後も継続している場合には、その入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
1. この特約の保険期間満了の時
  2. 主契約の死亡給付金の支払いによりこの特約が消滅した時



### 第7条補則

- [9] 第2項により疾病入院給付金が支払われる入院を含みます。  
[10] 疾病入院給付金を支払わない場合（免責事由）に該当する入院を除きます。

### 第8条補則

- [1] この特約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。  
[2] この特約の被保険者の責任開始の日から起算して2年を経過した後に開始した入院については、その被保険者の責任開始期以後に発病したがんによる入院とみなします。  
[3] 主約款に定めるところによります。  
[4] この特約が復活され、または被保険者の型の変更が行われた場合には、最後の復活または被保険者の型の変更の際とします。  
[5] 第2項によりがん入院給付金が支払われる入院を含みます。

3. この特約の被保険者の型が妻子型または子型の場合に、子の入院中にその子が第4条（被保険者の範囲）第4項第2号によりこの特約の被保険者でなくなった時。ただし、この特約が第1号および前号以外の理由により消滅したときまたはこの特約の被保険者の型が変更されその子がこの特約の被保険者でなくなったときは、その消滅時または変更時以後の入院については、この特約の保険期間中の入院とみなしません。
- ③ 転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
- ④ 2種類以上の入院給付金の支払理由が重複して生じたときは、その重複した入院日数については、次表に定める順位にしたがい、いずれか1種類の入院給付金のみを支払います。

順位	入院給付金の種類
第1順位	がん入院給付金
第2順位	災害入院給付金
第3順位	疾病入院給付金

#### 第10条（手術給付金の支払い）

- ① 次表に定めるところにより、手術給付金を支払います。

1. 支払理由	この特約の被保険者が次の条件をすべて満たす手術を受けたときに支払います。 イ. その被保険者の責任開始期 <sup>[1]</sup> 以後に発生した <sup>[2]</sup> 疾病または傷害を直接の原因とする主約款に定める手術であること ロ. 治療を直接の目的とした手術 <sup>[3]</sup> であること ハ. この特約の保険期間中に受けた手術であること ニ. 病院または診療所 <sup>[3]</sup> において受けた手術であること
2. 支払額	次に定める金額を支払います。 家族入院給付日額 <sup>[4]</sup> ×給付倍率 <sup>[5]</sup>

- ② 前項第1号イにかかわらず、その被保険者の責任開始期<sup>[1]</sup>前に発病した疾病を直接の原因として前項に定める手術給付金の支払理由に該当したときは、次に定めるところによります。
1. この特約の締結の際<sup>[6]</sup>に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で手術給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、その被保険者の責任開始期<sup>[1]</sup>前に、その被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、手術給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者、主契約の被保険者またはその被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 被保険者が対象となる手術の種類のうち同時に2種類以上の手術を受けたときは、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。

#### 第11条（障害給付金の支払い）

- ① 次表に定めるところにより、障害給付金を支払います。

1. 支払理由	この特約の被保険者が、その被保険者の責任開始期 <sup>[1]</sup> 以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、主約款に定めるいずれかの障害状態（以下「障害状態」といいます。）になったときに支払います。
---------	--



#### 補 則 欄



##### 第10条補則

- [1] この特約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。
- [2] この特約の被保険者の責任開始の日から起算して2年を経過した後に受けた手術については、その被保険者の責任開始期以後に発生した疾病または傷害による手術とみなします。
- [3] 主約款に定めるところによります。
- [4] 家族入院給付日額が減額されたときは、手術を受けた日現在の家族入院給付日額とします。
- [5] 主約款の手術給付割合表に定める給付倍率とします。
- [6] この特約が復活され、または被保険者の型の変更が行われた場合には、最後の復活または被保険者の型の変更の際とします。

##### 第11条補則

- [1] この特約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。

2. 支払額	<p>次に定める金額を支払います。</p> <p>イ. 障害状態が主約款に定める給付割合表（以下「給付割合表」といいます。）の1種目のみに該当するとき  <math>家族入院給付日額 \times 給付倍率^{[2]}</math></p> <p>ロ. 障害状態が給付割合表の2種目以上に該当するとき  (1) その障害状態が主約款に定める身体の同一部位（以下「身体の同一部位」といいます。）に生じたとき  その該当する種目のうち最も上位の種目について前イを適用して得た金額  (2) 前(1)以外の場合  その該当する種目ごとに前イを適用して得た金額の合計額</p>
3. 給付限度	<p>障害給付金の支払いは、各被保険者についてそれぞれ給付倍率<sup>[2]</sup>を通算して100倍をもって限度とします。<sup>[3]</sup></p>

- ② 前項にかかわらず、この特約の保険期間の満了後にこの特約の被保険者が障害状態になった場合でも、この特約の保険期間満了の日におけるその被保険者の状態が次の条件をすべて満たすときは、この特約の保険期間満了の日障害状態になったものとみなして障害給付金を支払います。
- この特約の保険期間満了の日において、その状態の回復の見込みのないことが明らかでないことにより、障害給付金の支払理由に該当しなかったとき
  - この特約の保険期間の満了後も引き続きその状態が継続しているとき
  - この特約の保険期間の満了後にその状態の回復の見込みのないことが明らかになったとき。この場合、その不慮の事故の日から起算して180日以内であることを要します。
- ③ 第1項第2号の適用にあたっては、新たに生じた障害状態がすでに障害状態のあった身体の同一部位に生じたときは、次の第1号の給付倍率から第2号の給付倍率を差し引いて得た倍率を、その新たに生じた障害状態の給付倍率とします。
- すでにあった障害状態<sup>[4]</sup>を含めた新たな障害状態が該当する最も上位の種目に対応する給付倍率<sup>[2]</sup>
  - すでにあった障害状態<sup>[4]</sup>に対応する給付倍率<sup>[2][5]</sup>

## 第12条（通院給付金の支払い）

- ① 次表に定めるところにより、通院給付金を支払います。

1. 支払理由	<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす通院をしたときに支払います。</p> <p>イ. 次の(1)および(2)をともに満たす入院の退院日の翌日から起算して120日以内の期間の主約款に定める通院<sup>[1]</sup>（以下「通院」といいます。）であること  (1) その被保険者の責任開始期<sup>[2]</sup>以後に発生した<sup>[3]</sup>不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因とする入院  (2) その被保険者の入院給付金の支払われる入院。ただし、この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上ある場合に限ります。</p> <p>ロ. 前イに定める入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的とした通院であること</p> <p>ハ. 病院または診療所等<sup>[4]</sup>への通院であること</p>
2. 支払額	<p>次に定める金額を支払います。</p> $家族入院給付日額^{[5]} \times 1/2 \times (\text{通院期間}^{[6]} \text{内の通院日数})$



### 第11条補則

- [2] 該当する種目に対応する給付割合表に定める給付倍率とします。
- [3] この特約の被保険者の型が変更されたときは、変更前に支払われた障害給付金の給付倍率を含めます。
- [4] 主約款に定めるところによります。
- [5] 2種目以上に該当するときは、最も上位の種目に対応する給付倍率とします。

### 第12条補則

- [1] 往診を含みます。
- [2] この特約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。
- [3] この特約の被保険者の責任開始の日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、その被保険者の責任開始期以後に発生した原因による入院とみなします。
- [4] 主約款に定めるところによります。
- [5] 通院中に家族入院給付日額が減額されたときは、各日現在の家族入院給付日額とします。
- [6] 第1項第1号イに定める入院の退院日の翌日から起算して120日以内の期間をいいます。

<b>3. 給付限度</b>	<p>通院給付金の支払いには、各被保険者についてそれぞれ次の限度があります。</p> <p>イ. 1回の入院<sup>[7]</sup>のその通院についての給付限度 30日分の支払いを限度とします。</p> <p>ロ. 通算給付限度<sup>[8]</sup> 700日分の支払いを限度とします。<sup>[9]</sup></p>
----------------	--

- ② この特約の被保険者が、その被保険者の責任開始期<sup>[2]</sup>前に発病した疾病を直接の原因として入院したときは、次に定めるところによります。
1. この特約の締結の際<sup>[10]</sup>に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で、その入院をその被保険者の責任開始期<sup>[2]</sup>以後に発病した疾病を直接の原因とする入院とみなして前項を適用します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつたときを除きます。
  2. その疾病について、その被保険者の責任開始期<sup>[2]</sup>前に、その被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、その入院をその被保険者の責任開始期<sup>[2]</sup>以後に発病した疾病を直接の原因とする入院とみなして前項を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者、主契約の被保険者またはその被保険者が認識または自覚していたときを除きます。
- ③ 次のいずれかの時以前に開始した通院期間<sup>[6]</sup>がその時以後も継続している場合には、その通院期間中の通院をこの特約の保険期間中の通院とみなします。
1. この特約の保険期間満了の時
  2. 主契約の死亡給付金の支払いによりこの特約が消滅した時
  3. この特約が妻子型または子型の場合に、子の通院期間<sup>[6]</sup>中にその子が第4条（被保険者の範囲）第4項第2号によりこの特約の被保険者でなくなった時。ただし、この特約が第1号および前号以外の理由により消滅したときまたは被保険者の型が変更されその子がこの特約の被保険者でなくなったときは、その消滅時または変更時以後の通院については、この特約の保険期間中の通院とみなしません。
- ④ 次のいずれかの時以前に開始した第1項第1号イの入院がその時以後も継続している場合には、その入院の退院後の通院期間<sup>[6]</sup>中の通院をこの特約の保険期間中の通院とみなします。
1. 主契約の死亡給付金の支払いによりこの特約が消滅した時<sup>[11]</sup>
  2. この特約が妻子型または子型の場合に、この特約の保険期間中に子が入院を開始し、その入院中にその子が第4条（被保険者の範囲）第4項第2号によりこの特約の被保険者でなくなった時。ただし、その時以後も継続しているその子の入院が、第9条（入院給付金の支払いに関するその他の事項）第2項の定めにより、この特約の保険期間中の入院とみなされるときに限りします。
- ⑤ 次の場合、通院給付金は重複して支払いません。
1. 同一の被保険者が同一の日に2回以上第1項第1号に定める通院をしたとき<sup>[12]</sup>
  2. 同一の被保険者が2以上の傷害または疾病の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- ⑥ この特約の被保険者が、その被保険者について入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金は支払いません。
- ⑦ 同一の被保険者が第1項第1号イに定める入院を2回以上した場合で、第6条（災害入院給付金の支払い）等の定めにより継続した1回の入院とみなされる入院については、次に定めるところによります。
1. 2回以上の入院のうち最後の入院の退院日<sup>[13]</sup>を第1項第1号に定める退院日として取り扱います。
  2. 前号の場合、最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日前までの間に、その入院開始の直接の原因の治療を目的として通院した場合は、その通院については、通院期間中の通院とみなします。
- ⑧ この特約の被保険者が傷害または疾病を直接の原因として入院を開始したときまたはその入院中に、異なる傷害または疾病を併発したとき<sup>[14]</sup>は次に定めるところによります。
1. その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
  2. 併発した傷害または疾病による入院の直接の原因の治療を目的とする通院について、本条を適用し、通院給付金を支払います。



#### 第12条補則

[7] 第6条（災害入院給付金の支払い）等の定めにより、1回の入院とみなされる場合を含みます。

[8] この特約の通院給付金が支払われるすべての通院日数を通算した限度をいいます。

[9] この特約の被保険者の型が変更されたときは、変更前の支払日数を含めます。

[10] この特約が復活され、または被保険者の型の変更が行われた場合には、最後の復活または被保険者の型の変更の際とします。

[11] 消滅時を含んで継続している入院がこの特約の保険期間中の入院とみなされるときに限りします。

[12] この場合、1回の通院とみなして取り扱います。

[13] 1回の入院の入院給付金が支払われた日数が継続した1回の入院についての入院給付金の給付限度をこえる場合は、その支払日数がその入院の入院給付金の給付限度となる日を含んだ入院の退院日とします。

[14] 併発したそれぞれの傷害または疾病について入院の必要がある場合に限りします。

3. 支払日数の限度は、それぞれの入院と同一の原因の治療を目的とした通院につき、それぞれ30日とします。ただし、入院開始の直接の原因となった疾病により継続した入院とみなされる場合はこの限りではありません。

#### 第13条（給付金の受取人）

給付金の受取人はその給付金の支払理由に該当した被保険者とします。

#### 第14条（特約保険料の払込免除）

- ① 主約款に定める保険料の払込免除の理由が生じたときは、主契約の保険料払込免除の取扱いに準じてこの特約の保険料の払込みを免除します。
- ② この特約の保険料の払込みを免除した後は、次の取扱いを行いません。
1. 家族入院給付日額の減額
  2. 被保険者の型の変更

#### 第15条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合、手術を受けた場合、障害状態になった場合または通院した場合に、これらの理由により入院した被保険者、手術を受けた被保険者、障害状態になった被保険者または通院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、給付金の金額を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。

### 3. 給付金を支払わない場合（免責事由）

#### 第16条

この特約の被保険者が次のいずれかにより給付金の支払理由に該当したときは、給付金を支払いません。

1. その被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
2. その被保険者の犯罪行為<sup>[1]</sup>
3. その被保険者の薬物依存<sup>[2][3]</sup>
4. その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故<sup>[1]</sup>
5. その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故<sup>[1]</sup>
6. その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故<sup>[1]</sup>
7. その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故<sup>[1]</sup>
8. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）<sup>[4]</sup>

### 4. 告知義務・告知義務違反による解除

#### 第17条（告知義務）

この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が告知書で質問した給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者、この特約の被保険者または主契約の被保険者はその告知書により告知してください。ただし、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

#### 第18条（告知義務違反による解除）

- ① 前条により質問した事項の告知の際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、この特約<sup>[1]</sup>を将来に向かって解除することができます。



#### 補 則 欄



##### 第16条補則

- [1] 第2号および第4号から第7号までは、通院給付金については適用されません。
- [2] 主約款に定めるところによります。
- [3] 第3号は、災害入院給付金および障害給付金については適用されません。
- [4] 第8号は、手術給付金および障害給付金については適用されません。

##### 第18条補則

- [1] この特約の被保険者の型の変更が行われた場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。

- ② 給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約<sup>[1]</sup>を解除することができます。この場合には、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。<sup>[2]</sup> ただし、給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- ③ 本条によるこの特約<sup>[1]</sup>の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。
- ④ 本条によりこの特約<sup>[1]</sup>を解除したときは、この特約<sup>[1]</sup>の解約返戻金を保険契約者に支払います。

**第19条（告知義務違反による解除を行わない場合）**

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、前条によるこの特約の解除を行いません。
  - 1. この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
  - 2. 保険媒介者が、保険契約者、この特約の被保険者または主契約の被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
  - 3. 保険媒介者が、保険契約者、この特約の被保険者または主契約の被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
  - 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
  - 5. この特約がこの特約の責任開始の日<sup>[1]</sup>から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始の日<sup>[1]</sup>から起算して2年以内に、給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生し、その理由について解除の原因となる事実がある場合は、この特約が、この特約の責任開始の日<sup>[1]</sup>から起算して5年をこえて有効に継続したとき。
- ② 前項第2号および第3号は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者、この特約の被保険者または主契約の被保険者が解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。

**5. 重大事由による解除**

**第20条**

- ① 会社は、次表のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 詐取目的での事故招致	保険契約者またはこの特約の被保険者が、この特約の給付金 <sup>[1]</sup> を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 <sup>[2]</sup> をしたとき
2. 請求時の詐欺行為	この特約の給付金 <sup>[1]</sup> の請求に関し、この特約の被保険者 <sup>[3]</sup> が詐欺行為 <sup>[2]</sup> をしたとき
3. 反社会的勢力	保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき イ. 反社会的勢力 <sup>[4]</sup> に該当すると認められること ロ. 反社会的勢力 <sup>[4]</sup> に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ハ. 反社会的勢力 <sup>[4]</sup> を不当に利用していると認められること ニ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力 <sup>[4]</sup> がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ホ. その他反社会的勢力 <sup>[4]</sup> と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

補 則 欄

**第18条補則**

[2]すでに給付金を支払っていたときは給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

**第19条補則**

[1]この特約が復活され、または被保険者の型の変更が行われた場合には、最後の復活または被保険者の型の変更の際の責任開始の日とします。

**第20条補則**

- [1] 保険料の払込免除を含みます。
- [2] 未遂を含みます。
- [3] 保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者とします。
- [4] 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

4. 前号までと同等の事由	保険契約者またはこの特約の被保険者に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき <sup>[5]</sup>
---------------	--

- ② 給付金の支払理由<sup>[6]</sup>が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項の重大事由の発生時以後に生じた支払理由<sup>[6]</sup>による給付金の支払い<sup>[1]</sup>を行いません。<sup>[7]</sup>
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。
- ④ 本条によりこの特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

### 第21条（特約保険料の払込み）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払いの場合も同様とします。
- ② 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとし、給付金を支払いません。
- ③ 払込期月に対応する保険料<sup>[1]</sup>が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに給付金の支払理由が生じたときは、未払込みの保険料<sup>[1]</sup>を給付金から差し引きます。
- ④ 前項の場合に会社の支払う金額が未払込みの保険料<sup>[1]</sup>に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払込みの保険料<sup>[1]</sup>を払い込んでください。この場合に払込みがないときは、この特約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失ったものとし、給付金を支払いません。

### 第22条（保険契約の失効および同時消滅）

- ① 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- ② 主契約が消滅した場合、この特約は同時に消滅します。この場合、次表に定めるところによります。

1. 主契約の解約返戻金が支払われるとき	この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
2. 主契約の保険料積立金が支払われるとき	この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。

## 7. 特約の復活

### 第23条

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、給付金を支払いません。
- ② この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

## 8. 特約内容の変更

### 第24条（家族入院給付日額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、家族入院給付日額を主契約の入院給付日額とあわせて減額することができます。
- ② 家族入院給付日額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約返戻金を保険契約者に支払います。

### 第25条（被保険者の型の変更）

- ① 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱範囲内で、この特約の被保険者の型を変更することができます。
- ② 会社が被保険者の型の変更を承諾した場合には、次表に定める時から変更の効力が生じます。



### 補 則 欄



#### 第20条補則

[5] 例えば、他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること等により、第4号の事由に該当することがあります。

[6] 保険料の払込免除の理由を含みます。

[7] すでに給付金を支払っていたときは給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

#### 第21条補則

[1] 主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。

1. 被保険者の範囲が狭くなる変更の場合	会社が承諾した時
2. 前号以外の場合	次のいずれか遅い時 イ. 会社の定める金額を受け取った時 ロ. 告知が行われた時

- ③ 被保険者の型の変更によりこの特約の被保険者でなくなる者に関する部分については、解約されたものとし、この場合、変更前と変更後の解約返戻金の差額および会社の定める金額を保険契約者に支払います。
- ④ 被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者については、変更の効力が生じる時から責任を負います。

#### 第26条（給付限度の型の変更）

この特約の給付限度の型<sup>[1]</sup>の変更は、取り扱いません。

#### 第27条（給付金の受取人の変更）

給付金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。

## 9. 特約の解約・解約返戻金額

#### 第28条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### 第29条（解約返戻金額）

この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款に定めるところにより保険契約者に通知します。

#### 第30条（債権者等による解約の効力等）

債権者等によるこの特約の解約に際しては、主約款に準じて取り扱います。

## 10. 社員配当金

#### 第31条

この特約の社員配当金はありません。

## 11. 請求手続き

#### 第32条

この特約にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類<sup>[1]</sup>を会社に提出して請求してください。

1. 給付金等の支払金の支払い
2. 特約内容の変更

## 12. 主約款の準用

#### 第33条

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。



### 補 則 欄



#### 第26条補則

[1] この特約の締結の際に、保険契約者が会社の取扱範囲内で選択した給付限度の型をいいます。

#### 第32条補則

[1] 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとし、

## 13. 特則

### 第34条（中途付加の場合の特則）

- ① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- ② 中途付加は、次表に定めるところにより取り扱います。

1. 責任開始期	会社は、中途付加を承諾した場合には、次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の責任開始の日を「中途付加日」とします。 イ. この特約の第1回保険料を受け取った時 ロ. 告知が行われた時
2. 保険料の計算	この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日 <sup>[1]</sup> における主契約の被保険者の年齢により計算します。

### 第35条（主契約が更新する場合の特則）

主契約の更新に際しては、次に定めるところによります。

- この特約は主契約とともに更新されます。この場合、この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加され、特定状態不支払方法が適用されているときは、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。
- 前号にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- この特約が更新されたときは、給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第2号によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。



#### 第34条補則

- [1] 中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日とします。